

令和 7 年 9 月

令和 8 年度
酒税制度等に関する要望書



全国小売酒販組合連合会
会長 吉田 精孝

国民の健康に配慮した酒類の取扱い等について

第三 世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の推進を 求めます

世界保健機関（WHO）は、平成22年に採択した「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」の中で、国の行動として取りうる政策の選択肢と介入策として「価格設定方針」を掲げるなど、酒類の価格問題に対し、国がリーダーシップを図り必要な対策を講じることを求めていました。

我が国においては、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月1日施行）に基づき設置されたアルコール健康障害対策関係者会議において、自治体、医療、教育等様々な観点からアルコール健康障害対策についての議論がなされているほか、令和6年2月には、厚生労働省において、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を図り、国民それぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するため「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」が策定・公表されました。酒類と健康についての議論が活発化していますが、価格施策については十分な検討がなされているとは言えません。

令和3年3月26日に閣議決定されたアルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）において「酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる」とされているだけではなく、「最低価格を設定する施策および割引制限は、アルコールによる健康被害が最も大きい人々において、アルコール飲料の消費を抑制し、健康被害や医療費を低減する」とする研究結果※もあり、酒類の価格を設定する施策がアルコールによる健康被害を抑制する可能性について、さらに議論されるべきです。

世界的潮流や健康問題に鑑みた価格施策の一層の推進を要望いたします。

※ Lancet. 2010 Apr 17.

第四 完全無人店舗における酒類の販売禁止を求める

酒類については、その特殊性から対面販売が原則とされ、自動販売機のみの酒類小売業免許も廃止されています。

他方、近年は様々な分野でAI等のデジタル技術が活用され、人手不足を解決する有効な手段として期待が寄せられています。

また、小売業においても、店舗全体を無人化するなど、オペレーションの省人化・省力化が加速しています。

酒類の適正な販売管理の確保の観点から、省人化・省力化の手段、消費者の利便性だけを追求した店舗の無人化や人を介さない酒類の販売が「時代」というだけで無秩序に広がることを懸念しています。

今後も、酒類の特殊性を鑑み対面を原則とした販売方法を堅持し、デジタル技術を活用した年齢確認を実施する場合には、そのシステム等が高い精度であること、セルフレジを導入する場合においても店舗内に従業員を配置し、いつでも人が対応できる状態とすることは、国民の健康、安心、安全を守る観点からも非常に重要です。

酒類の販売に際しては、年齢確認が確実に実施されることはもちろん、飲酒運転、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、アルコール依存症患者や泥酔者への酒類販売防止等の社会的要請に応える必要から、完全無人店舗における酒類の販売禁止を要望いたします。

本組合の適正飲酒推進キャンペーン(7年度)



秋葉原駅街頭キャンペーン(4月)

※東京都、東京国税局、万世橋警察署等が協力



酒屋角打ちフェス（2月・本組合主催）

※上野公園 上野警察署・蔵前警察署等が協力

地域の適正飲酒推進キャンペーン（都内53ヵ所）



西新井駅前（4月・西新井警察署が協力）



品川駅前パレード（4月・高輪警察署主催行事）



二子玉川駅（10月・玉川警察署が協力）



石神井公園駅（9月・石神井警察署が協力）